

宇都宮スポーツ 規約

(名称)

1. 本クラブの名称は「宇都宮スポーツ」と称し、呼称を「FCスポル宇都宮」とする。

(事務局/所在地)

2. 栃木県宇都宮市中久保2-3-2「宇都宮スポーツ事務所」

(目的)

3. 本クラブはサッカーを通じて健全な身体を育成し、お互いの連帯と協調・友愛の精神を養い、各個人の健全なる発展に努める。又、地域の交流、発展に寄与する事。

(構成)

4. 本クラブはクラブを掌握する代表のもと、クラブの指導者・事務局・及びクラブ員をもって構成する。

(クラブ員資格)

5. 本クラブの会員資格は、本クラブの活動方針に賛同する保護者の許可を得た、サッカーに興味を持つ小学生以上の者とする。
6. 入団については入団届を当クラブに提出する事により入団とするが、募集期間外の入団については役員で協議のうえ決定する。
7. 退会・休会する場合は事前に役員に届出を提出する事。
8. 本クラブの目的に相応しくない行為・行動をした者は、役員協議をもって退会させることが出来る。

(役員/指導者)

9. 本クラブに、次の役員を置く
 - ・代表 (1名) 本クラブを掌握し、クラブ目的達成の為に権限を有する。
 - ・顧問 (若干名) 本クラブの運営に関して助言を行う。
 - ・事務局 (1名) 本クラブの事務的業務を統括・処理する。
 - ・会計 (1名) 本クラブの会計業務を管理する。
 - ・監督 (1名) 本クラブ員の指導を行う最高責任者。又代表不在時には業務を代行する。
 - ・コーチ (若干名) 本クラブ員の指導者。
10. 本クラブの役員任期は1年とする。但し再任は妨げない。
11. 本クラブの指導者は、本クラブの趣旨に賛同し、本クラブの目的達成の為に奉仕の精神で活動出来る有志とし、役員にて選考し決定する。

(運営)

12. 本クラブの運営は、クラブ員の会費及びその他の収入を持って行う。
13. 協議事項が発生した場合はその都度、役員会で協議し代表の判断にて決定する。
14. 本クラブの会計年度は総会の翌日から総会までとし、総会で会計報告を行う。

(会費)

15. 本クラブの会費については、1人あたり、入会金10,000円・月会費8,000円とし兄弟が同時期に入団の場合は2人目を6,000円とする。ウェア積立金を別途月額2,000円、クラブ車両運営費を別途月額2,000円納める。又、3年生の月会費は12月までとする。
16. 本クラブの登録選手以外の会員(スクール生など)は、年会費及び月会費を別途定め徴収する。
17. 練習・大会・遠征試合・合宿等における食費・交通費・宿泊費などは本クラブ会費には含まない。

(総会)

18. 総会は役員全員で年1回開催する。但し代表が特に必要と認めるときは臨時総会を開く事が出来る。
19. 総会は本クラブの運営に関する議題を検討し、議決には出席者の過半数の同意を必要とする。

(事故の責任)

20. 全クラブ員及び指導者はスポーツ安全保険への加入を義務とし、その費用は会費より充当する。
21. 本クラブは練習・大会・試合中に不測の事故が発生した場合、スポーツ安全保険の範囲内で対処する。スポーツ安全保険の範囲外での保証は負わない。
22. 練習・大会・試合への会場移動は、必ず保護者が責任を持つ事とする。万一送迎中に不測の事故が起きた場合、本クラブはスポーツ安全保険の範囲内で対処するが、スポーツ安全保険外での保障は負わない。又、クラブ所有の車両による送迎中の不足の事故については任意保険の範囲内で対処し任意保険以外での保障は負わない。

(選手の登録)

23. 選手については、本クラブの登録選手として日本サッカー協会以下、日本クラブユースサッカー連盟、関東クラブユースサッカー連盟、栃木県クラブユースサッカー連盟に登録し各種公式戦に参加する。その為、他のクラブや学校サッカー部との二重登録は禁止とする。又、他クラブでの練習参加は禁止、学校サッカー部への入部については当クラブへ必ず報告をし、その後、役員会議を持って決定する。但し入部可能な場合でも練習試合/公式試合への参加は禁止とする。
24. 本クラブの登録選手以外の会員(スクール生)は、登録に制限は無い。

(規約の変更)

25. 本クラブの規約変更は、役員会で慎重に協議し、総会で決定する。

附則

- 本規約は2002年4月 1日より施行する。
- 2004年3月27日 一部改定 (会費)16. (選手の登録)23. を追加する。
 - 2007年4月 1日 一部改定 (会費)15. 16. を変更する。
 - 2008年3月 1日 一部改定 (会費)16. (選手の登録)25. を追加する。
 - 2010年3月 1日 一部改定 (名称) 1. (会費)15. を変更する。
 - 2013年3月 1日 一部改定 (名称) 1. (事務局/所在地)2. (役員/指導者)9. (事故の責任)23. を変更する。
 - 2015年4月 1日 一部改定 (会費)15. を変更する。